

秋田市告示第301号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地1  
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会  
会長 阿 部 文 雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで